

茨城県土木部発注の土木関係設計業務委託における合同現地踏査の実施要領

1 目的

設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針等を確認・明確化し、共有することで、設計成果の品質向上を図ることを目的として、受発注者合同による現地踏査を実施する。

2 対象業務

- (1) 積算基準及び標準歩掛（計画・調査編）（茨城県土木部）により予定価格を算出のうえ発注される詳細設計業務委託については、原則実施の対象とする。
- (2) ただし、現地条件が設計内容に及ぼす影響が少なく、合同現地踏査の必要性が低いと発注者が判断する場合には、対象外とすることができる。

3 実施内容

設計に際し留意すべき現地の詳細状況や制約等を受発注者が合同で確認する。

【確認する内容例】

設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路 等

4 実施体制

原則、以下の体制により実施することとする。

- ・受注者：管理技術者、担当技術者等
- ・発注者：担当課長、監督員

5 積算方法

積算基準及び標準歩掛（計画・調査編）（茨城県土木部）に基づき、合同現地踏査に要する人件費を積み上げ計上する。

6 留意事項

- ・合同現地踏査の実施は、原則1回とする。
- ・業務内容に応じて、合同現地踏査への参加者と開催時期を適切に設定することとする。
- ・受発注者間において事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努めることとする。
- ・合同現地踏査の実施後、受注者は実施内容を打合せ記録簿に記録し、受発注者間で情報共有を徹底することとする。

5 特記仕様書例

(合同現地踏査)

第〇条 本業務は、「茨城県土木部発注の土木関係設計業務委託における合同現地踏査の実施要領」に基づく合同現地踏査の実施対象業務である。

- 2 発注者及び受注者は、合同による現地踏査を1回実施するものとする。
- 3 実施時期については、業務着手後速やかに行うことを原則とし、実施時期の変更等が必要な場合は、監督員と協議すること。
- 4 合同現地踏査により確認する事項については、事前に監督員と協議のうえ決定し、手戻りがないよう努めること。
- 5 合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。

附則

本実施要領は、令和6年10月1日以降に起工決議する業務委託から適用する。